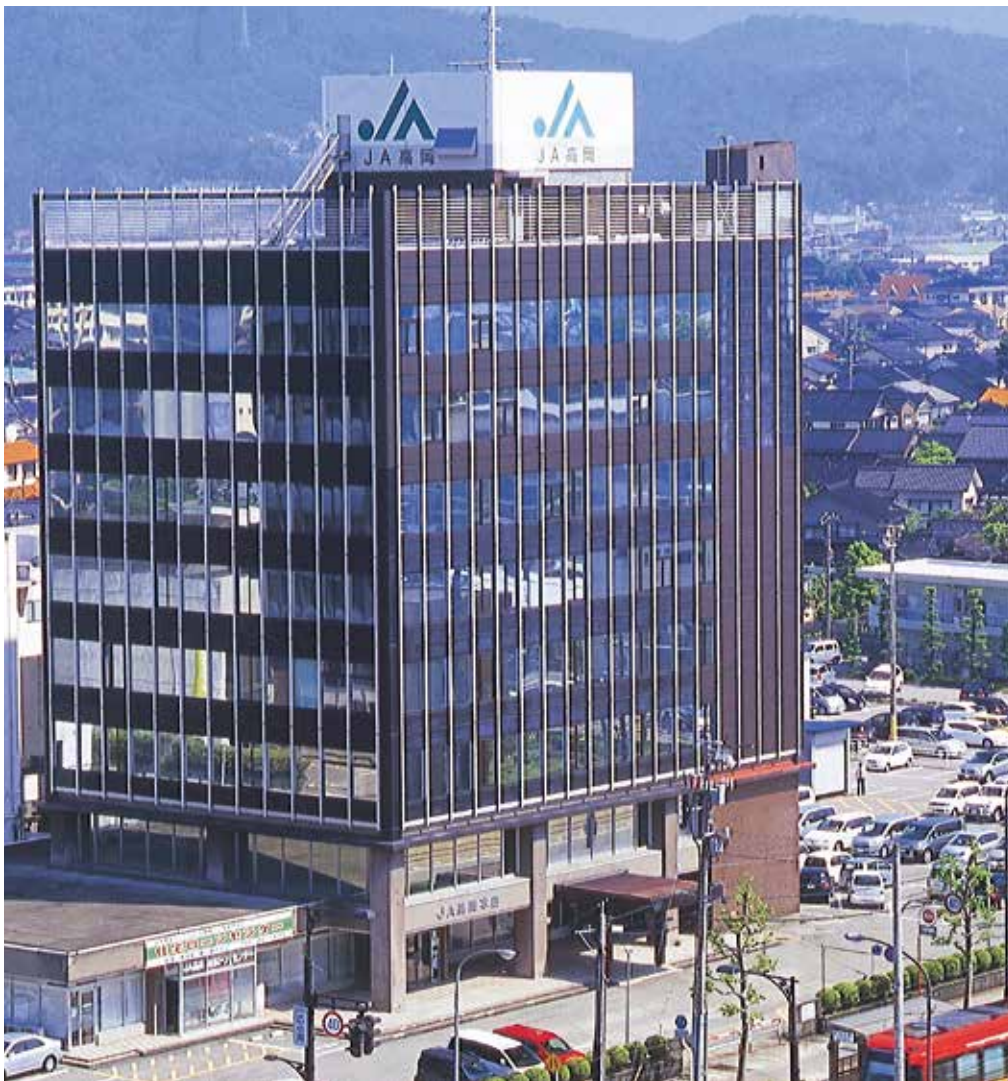


ディスクロージャー
Disclosure 2019

JA高岡の現況



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、平成30年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2019 JA高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

JA高岡は、地域に根ざしたJAとして、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さまに信頼され、選ばれるJAとなるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月 高岡市農業協同組合

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、表示単位金額未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

プロフィール

- 設 立 昭和39年5月1日
- 本店所在地 富山県高岡市
あわら町1番1号
- 出 資 金 27億円
- 総 資 産 1,923億円
- 貯 金 残 高 1,779億円
- 貸 出 金 残 高 266億円
- 長期共済保有高 4,102億円
- 役 員 数 33人
- 職 員 数 360人
- 単体自己資本比率 15.13%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<http://www.ja-takaoka.or.jp/>

総合目次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（平成30年度）	5
農業振興活動と地域貢献情報	7
リスク管理の状況	9
自己資本の状況	18
組合員（組織）・役員・機構図等	19

主な業務の内容

事業のご案内	21
--------	----

経営資料編

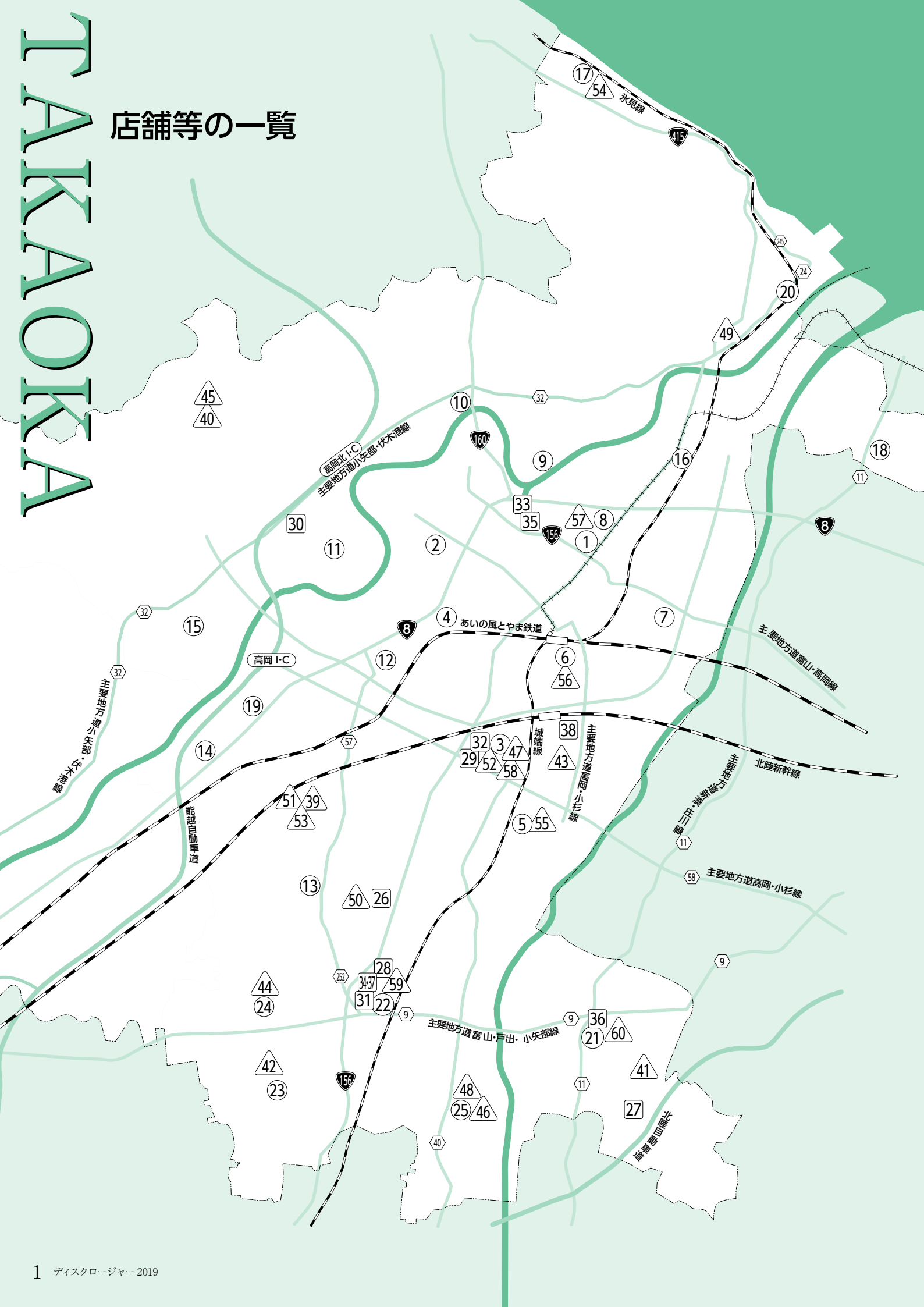
I 決算の状況	28
II 損益の状況	42
III 事業の概況	
1. 信用事業	44
2. 共済事業	51
3. 経済事業	52
4. 指導事業	52
5. 福祉・介護保険事業	52
IV 経営諸指標	53
V 自己資本の充実の状況	54
VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	63

法定開示項目掲載ページ一覧	64
---------------	----

店舗等のご案内	65
---------	----

TAKAOKA

店舗等の一覧





■ 本店

本店	①	本店
支店	②	西部支店
	③	佐野支店
	④	高岡病院支店
	⑤	二塚支店
	⑥	東部支店
	⑦	野村支店
	⑧	北部支店
	⑨	二上支店
	⑩	守山支店
	⑪	国吉支店
	⑫	福田支店
	⑬	小勢支店
	⑭	立野支店
	⑮	石堤支店
	⑯	能町支店
	⑰	太田支店
	⑱	牧野支店
	⑲	東五位支店
	⑳	伏木支店
	㉑	中田支店
	㉒	戸出支店
	㉓	是戸支店
	㉔	醍醐支店
	㉕	北般若支店

事業所	㉔	営農センター	
	㉕	中田農業振興センター	
	㉖	農機センター	
	㉗	資材センター佐野	
	㉘	資材センター国吉	
	㉙	資材センター戸出	
	㉚	生活センター	
	㉛	自動車センター	
	㉜	燃料センター	
	㉝	四屋給油所	
	㉞	カーポート中田	
	㉟	戸出給油所	
	㊱	福祉事業センター(もえぎの里)	
	施設	㊲	南条カントリーエレベーター
㊳		国吉カントリーエレベーター	
㊴		中田カントリーエレベーター	
㊵		戸出カントリーエレベーター	
㊶		二塚粉一時貯留施設	
㊷		醍醐菜種乾燥調製施設	
㊸		堆肥センター	
㊹		味噌・菜種加工施設	
㊺		あぐりっち佐野店	
㊻		あぐりっち戸出店	
㊼		あぐりっち矢田店	
㊽		あぐりっちアグリピア店	
㊾		南条育苗センター	
㊿		野菜集荷場	
53		南条穀物乾燥調製施設	
54		太田甘藷貯蔵庫	
55		二塚女性センター	
56		東部女性センター	
子会社		57	(株)JA高岡キャリイライン 本店
		58	(株)JA高岡キャリイライン 佐野営業所
	59	(株)JA高岡キャリイライン 戸出営業所	
	57	(株)JAアグリサポート高岡 本店	
60	(株)JAアグリサポート高岡 中田事業所		

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

大井 一博

平素より、私ども J A 高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当 J A の業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子をとおして、当 J A に対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

今年度は、第10次3カ年計画、第8次地域農業振興計画の最終年として、役職員が力を合わせて目標達成に向けて鋭意努力してまいりました。事業の実績につきましては、貯金残高、貸出金残高、長期共済新契約ポイント、自動車共済新契約ポイント、販売品取扱高では計画を達成することができましたが、購買品供給高では計画を達成することができませんでした。当期剰余金については、2億6百万円と計画を上回る結果となり、環境が大変厳しい中で、このような実績を残せましたことは、組合員・利用者の皆様方のご支援・ご協力のお陰であり、改めて感謝申し上げます。

さて、農業情勢は昨年12月に T P P 11 が発効され、本年2月には日本・E U の E P A が発効されました。また、政府は米国との間で「日米物品貿易協定」に関する交渉を開始しており、J A グループでは引き続き、農業経営安定のため、政府・与党に働きかけを行ってまいります。

一方、国内においては、新たなコメ政策の2年目となり、富山県農業再生協議会では富山県産米の需要が堅調なことから令和元年産の主食用米の作付を昨年と同面積に設定しました。また、平成28年4月1日に施行されました改正農協法により、全中・県中央会の組織再編、公認会計士監査の導入が本年9月末から適用されます。

このことを踏まえ、当 J A では「第11次3カ年計画」、「第9次地域農業振興計画」の初年度として、農業者の所得増大と農業生産の拡大に向け、地場農産物の販売強化に引き続き取り組むとともに、生産コスト削減の取り組みとして、乾田直播関連機械やニンジン・馬鈴薯関連機械のレンタル事業、耐雪型ビニールハウスのリース事業、大型規格農薬の直配送や水稻密苗栽培の拡大などに取り組んでまいります。また、福祉事業センターを拠点とした福祉・介護事業や生活・文化活動による地域貢献、組合員の加入促進による組織基盤の強化に取り組む一方で、環境変化を踏まえた支店業務の見直し（23支店の信用・共済業務を本店と7支店に集約）による健全経営の確立に取り組む、組合員・利用者にはもとより、地域の皆様から第一に選ばれる J A になることを目指すものであります。

何卒、組合員・利用者の皆様には、従前に倍するご愛顧をお願いするものであります。

事業の概況（平成30年度）

◆ 財務・損益

収支面では、事業総利益が27億円（計画対比100.3%、前年対比97.8%）と計画額を上回る増益となったことに加え、事業管理費が25億6百万円（計画対比96.7%、前年対比95.6%）に留まったことから、事業利益は1億9千4百万円（計画対比191.3%、前年対比136.9%）となり、最終的に当期剰余金は2億6百万円（当初計画1億6千4百万円／前年度実績2億8百万円）となりました。

財務面では、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んでいるところであり、本年度末の自己資本比率は15.13%（前年度末14.89%）となり、また、金融再生法に基づく不良債権比率は0.29%（前年度末0.49%）となりました。

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき利益準備金などの内部留保に充てさせていただき、出資配当を年1.0%の割合でさせていただくとともに、組合員の皆様のJ A事業のご利用に応じて、事業分量配当をさせていただきました。

◆ 信用事業

（1）貯金

貯金残高は、年度末で1,779億7千5百万円（計画対比100.0%、前年対比100.7%）となりました。本年度は、夏・冬のキャンペーンや年金定期貯金に取り組んだことから、年間の貯金残高は13億8千6百万円の純増となりました。

（2）貸出金

貸出金残高は、年度末で266億8千3百万円（計画対比101.2%、前年対比101.5%）となりました。本年度は、住宅ローンやマイカーローンの取り扱いが伸びませんでした。地公体への貸出金により計画達成となりました。また、各事業部との連携による農業資金の担い手への相談活動や融資拡大運動による生活資金の掘り起しに取り組みました。

（3）資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中金預金を中心とした運用を行いました。

◆ 共済事業

共済事業の新契約ポイントは、長期共済新契約ポイントは602万ポイント（計画対比102.1%、前年対比103.4%）となりました。本年度は建物更生共済の普及が進み、また、医療共済、がん共済、介護共済などの第三分野共済の取り扱いも進んだことから、長期共済新契約ポイントは目標を上回りましたが、個人保障の見直しによる契約解除や満期等により、長期共済保有契約高は4,102億2千万円（計画対比99.6%、前年対比96.9%）と前年に引き続き、大きく減少しました。また、お客様の契約フォローとして3Q訪問活動に取り組みました。

◆ 購買事業

購買品供給高は、27億6千3百万円（計画対比98.0%、前年対比98.2%）となりました。生産資材では、肥料・農薬で早期仕入れや予約注文の拡大等に取り組み、生活資材では「越中高岡万葉米」の定期購入者の拡大に取り組みました。農業機械では実演会や展示会を開催し早期予約に取り組み、自動車では春・秋の展示会を開催し販売拡大に努め、燃料は「お客様感謝デー」の実施や農耕用石油類の予約注文に取り組みました。

◆ 販売事業

販売品取扱高は、32億8千8百万円（計画対比104.2%、前年対比97.0%）となりました。過年産米の籾摺り増加や販売単価の上昇により米穀の取扱高が伸びたことから計画を上回りましたが、過年産米の追加精算金や野菜の生産量が減少したことから、前年を下回る取扱高となりました。

◆ 利用事業

生産利用施設においては、育苗で低コスト・省力化で注目されている「密苗」の試験的播種に取り組みました。ントリーエレベーターでは、乾燥専用日の撤廃など利用しやすい施設運営に取り組み、また、荷受待ち時間の短縮と迅速に買入が行えるように乾燥調製作業の効率化に努めました。近年、増加している飼料用米についても積極的に受け入れた結果、稼働率については88.1%（主食用米：9,193トン+飼料用米：428トン）と目標としておりました84.5%を上回りました。

◆ 福祉・介護保険事業

介護事業の取扱高は2億2千3百万円（計画対比101.0%、前年対比101.0%）となりました。地域における介護セーフティネットの構築のため、もえぎの里を拠点として、組合員や地域住民との交流、支店や各組織との協力及び連携体制づくりなどに取り組みました。

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 農業関係の持続的な取り組み

- ・担い手経営体のニーズに応える個別対応
- ・多様な担い手への対応
- ・マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換
- ・生産資材価格引き下げと低コスト生産技術の確立・普及
- ・新たな担い手の育成や担い手のレベルアップ対策

◆ 協同組合の特性

当J Aは、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当J Aでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産と安全志向への対応
- ・J A農産物直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・集落営農組織等の育成と経営指導による体質強化
- ・学校農園を通じての農業体験

◆ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、177,975百万円（うち定期積金の残高は4,976百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組 合 員 等	147,651
そ の 他	30,323
合 計	177,975

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、26,683百万円となっております。J Aは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組合員等	15,842
地方公共団体	8,199
金融機関	2,427
その他	214
合計	26,683

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 総代セミナー、協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 高齢者福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 税務相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会連絡協議会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-j a n」の発行
- J Aコミュニティー紙の発行
- 情報紙「e-j a n」の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



米ニュケーション田交流会（野村小）

◆ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

○農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを31人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○融資部門と営農経済部門とが連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を發揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

○農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、また、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するため、農林中金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

○富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当J Aでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びA L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで、

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又

は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部（電話：0766-26-7417（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

・共済事業

共済保全課（電話：0766-26-7425（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）

※平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、（一社）JAバンク相談所へ運営を移管しております。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 (電話：0120-159-700)

(公財) 日弁連交通事故相談センター (電話：0570-078325)

(公財) 交通事故紛争処理センター (電話：東京本部03-3346-1756)

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR (<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マナー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J Aバンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的な方針について

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 第1条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
- 第2条 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
- 第3条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

第4条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

第5条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

第6条 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

1. コンプライアンス委員会の設置

組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

2. 金融円滑化管理担当者の設置

信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

3. 金融円滑化管理責任部署の設置

本店融資運用課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

4. 苦情・相談窓口の設置

本店融資運用課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。

第7条 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の

禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に説明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務企画部総務課 **電話番号／0766-26-7411**
受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時

◆ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	職員	計
[監事監査]				
H30.3/15～3/30	平成29年度決算監査（全部門）	42		42
H30.9/20～10/5	平成30年度上半期末監査（全部門）	42		42
[内部監査]				
H30.5/8～H31.2/27	平成30年度内部監査（通告）（全部門）		137	137
H30.8/8～10/18	平成30年度内部監査（無通告）		35	35
H30.12/15	米穀共同計算内部監査（平成29年産）		2	2
監査延べ人数		84	174	258

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年2月末における自己資本比率は、15.13%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	高岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	2,733百万円（前年度2,703百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	29年度	30年度	増 減
正 組 合 員	7,332	7,300	△ 32
個 人	7,287	7,246	△ 41
法 人	45	54	9
准 組 合 員	9,534	9,624	90
個 人	9,133	9,232	99
その他の団体	401	392	△ 9
合 計	16,866	16,924	58

2. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数
総 代 連 絡 協 議 会	24名
生 産 組 合	277組織
年 金 友 の 会	9,250名
都 市 部 会 連 絡 協 議 会	384名
青 年 部	623名
女 性 部	1,010名
フ レ ッ シ ュ ミ セ ス	77名
J A 高 岡 営 農 組 織 協 議 会	47組織

組 織 名	構成員数
高 岡 市 農 協 野 菜 出 荷 組 合	123名
高 岡 市 野 菜 コ ン テ ナ 利 用 組 合	39名
J A 高 岡 地 場 農 産 物 直 売 運 営 委 員 会	603名
チ ュ ー リ ッ プ 球 根 組 合	7名
チ ュ ー リ ッ プ 切 花 生 産 者 部 会	8名
高 岡 市 集 団 酪 農 生 産 組 合	2名
戸 出 町 農 業 者 会 議	50名
中 田 受 託 者 協 議 会	30名

当JAの組合員組織を記載しています。

3. 役員一覧

(令和元年5月末現在)

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	大 井 一 博
常 務 理 事	山 内 和 明
常 務 理 事	本 間 和 司
理 事	川 原 豊
理 事	加 須 栄 徹 朗
理 事	上 坂 仁 正
理 事	梶 護
理 事	東 忠 明
理 事	山 崎 明 夫
理 事	高 田 元
理 事	高 田 吉 夫
理 事	土 肥 豊 一
理 事	山 田 三 博
理 事	米 田 益 一
理 事	村 田 美 明
理 事	大 村 忠 正
理 事	山 崎 泰 邦

役 職 名	氏 名
理 事	上 村 進
理 事	前 田 一 雄
理 事	竹 田 進
理 事	瀬 戸 一 雄
理 事	荒 木 茂 子
理 事	田 中 繁 和
理 事	川 端 一 則
理 事	小 栗 一 貢
理 事	定 田 恵 子
理 事	山 口 升 司
代 表 監 事	酒 井 善 彰
常 勤 監 事	竹 田 慎 一
監 事(員外)	林 一 夫
監 事	上 孝 志
監 事	篠 島 幹 夫
監 事	中 山 進

5. 特定信用事業代理業者の状況

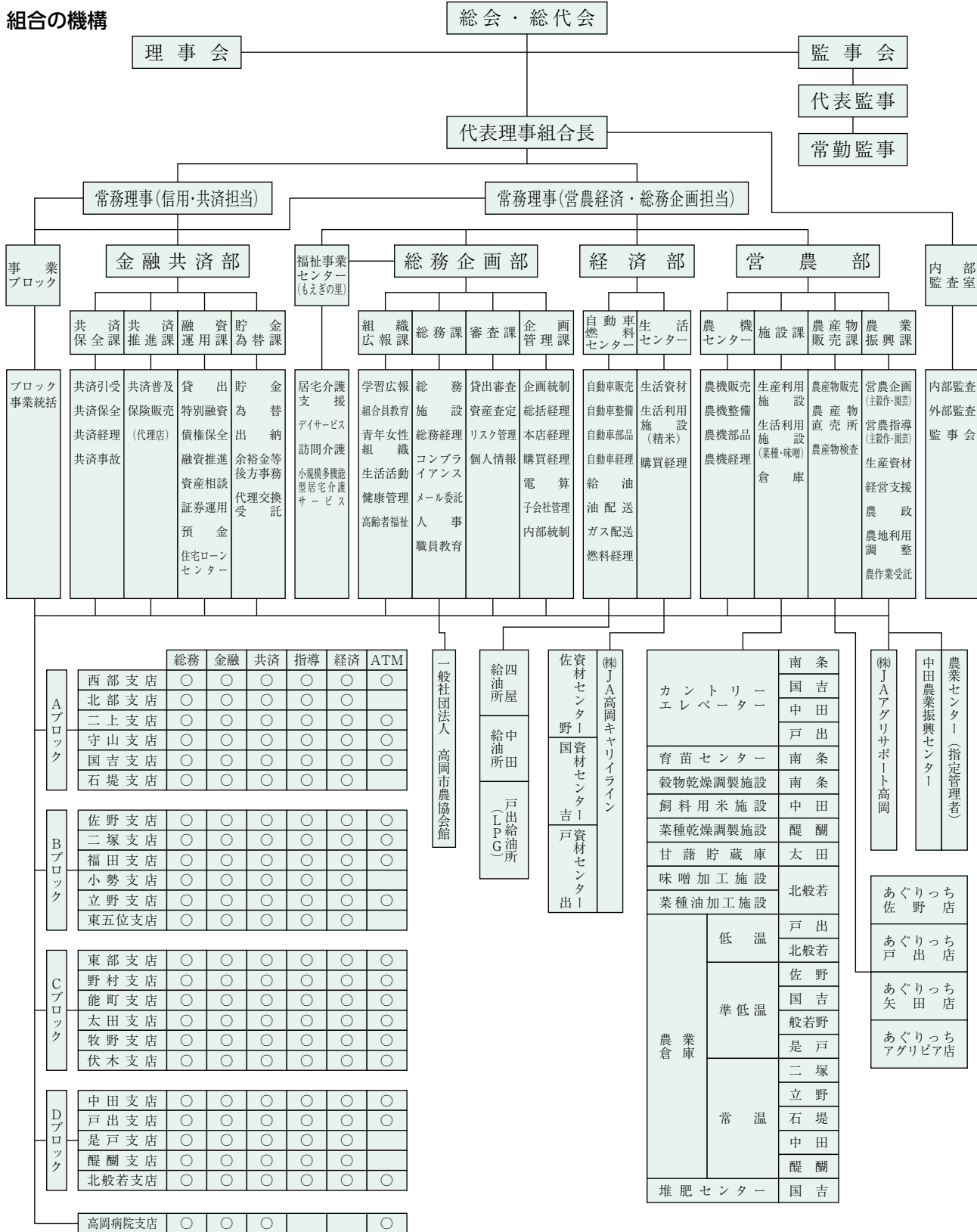
該当ありません。

6. 地区一覧

高岡市全域

4. 機構図

(平成31年4月1日現在)



事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金と同様にいつでも預入・引出ができますが、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
期日指定 定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利型 定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年・2年・3年	1円以上	
据置定期貯金	6ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長5年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のもものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受け取りできます。また、財形住宅貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
農 業 設 備 資 金	農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金などにもご利用いただけます。
農機ハウスローン	農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金および他金融機関の農機具ローンの借り換えなどにもご利用いただけます。 一定の要件に合致される方はJAバンクの利子補給を受けられます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借り換えにご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫建設など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の授業料の支払いなどにもご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出が出来ます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用料金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落とし、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
JAカード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。

【主な手数料】

※ 各手数料（平成31年4月1日現在）には、消費税等（8%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
送金手数料	普通扱い	1件につき	648円	648円
振込手数料	文書扱い	3万円未満1件につき	432円	432円
		3万円以上1件につき	648円	648円
	電信扱い	3万円未満1件につき	540円	540円
		3万円以上1件につき	756円	756円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
		3万円以上1件につき	324円	432円
	インターネット バンキング扱い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
3万円以上1件につき		324円	432円	

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取立手数料等

種 類		手数料
代 金 取 立	普 通 扱 い	1通につき 648円
	至 急 扱 い	1通につき 864円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1通につき 648円
	取立手形の組戻料	1通につき 648円
	不渡手形の返却料	1通につき 648円
	取立手形店頭呈示料	1通につき 648円 (ただし、648円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
小 切 手 帳	1冊50枚綴り 864円
約 束 手 形	1冊50枚綴り 1,080円
自己宛小切手	1枚につき 540円

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種 類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無 料

○ 硬貨取扱手数料

手 数 料	両替金受入枚数
	300枚以上1回につき 216円

○ その他の手数料

種 類	手数料
貯 金 残 高 明 細 書	216円
取 引 履 歴 明 細 書	540円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行	540円
ICキャッシュカードの発行・更新	無 料
ICキャッシュカードの再発行	1,080円
JAカード（一体型）の発行・更新	無 料
JAカード（一体型）の再発行	540円
JAネットバンク基本利用手数料	無 料

○ A T M利用手数料（1回当たり）

ご利用日	ご利用時間	JA県内・ 全国ネット (出金・入金)	JFマリンバンク (出 金)	三菱東京UFJ銀行 (出 金)	セブン銀行・イー ネットATM・ ローソンATM (出金・入金)	ゆうちょ銀行		他 行 (出 金)
						(出 金)	(入 金)	
平 日	8:00～8:45	無 料	無 料	108円	108円	216円	108円	216円
	8:45～18:00			無 料	無 料	108円	108円	108円
	18:00～21:00			108円	108円	216円	108円	216円
土 曜	8:00～9:00	無 料	無 料	108円	108円	216円	108円	216円
	9:00～14:00				無 料	108円		
	14:00～21:00				108円	216円		
日曜・ 祝 日	8:00～21:00	無 料	無 料	108円	108円	216円	108円	216円

※当JAのキャッシュカードにより、上記各ATMを利用した際の内容です。

※各ATMの営業時間により、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※日曜・祝日については、一部のATMでご利用いただけません。（詳しくは、店頭へお問い合わせください。）

共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたり万一のときに保障します。ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医 療 共 済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。先進医療の保障を加えたり、がんなどの3大疾病における保障を充実させることもできます。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
介 護 共 済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
生 活 障 害 共 済 【働くわたしのさきエール】	身体に障害を負った際の経済的な損失を保障します。公的障害制度に連動したわかりやすい保障で「一時金型」「定期年金型」の2タイプをご用意しています。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ ども 共 済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
定 期 生 命 共 済	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活での賠償事故を保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自 動 車 共 済 【クルマスター】	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます） ^(注) に自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。

^(注) トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

購買事業

組合員をはじめ地域の皆さまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油等の販売も行なっています。


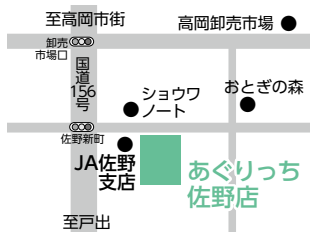
また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨等の販売も行なっています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さまが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の4ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

【主な農産物直売所一覧】

○あぐりっち佐野店

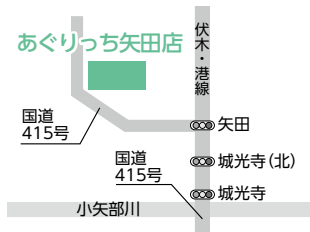
所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8：30～16：00

○あぐりっち戸出店




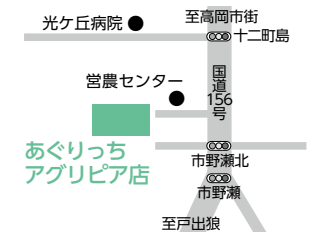

所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若支店前）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8：30～15：00

○あぐりっち矢田店

所在地 / 高岡市伏木矢田4-26（旧矢田支店）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00～12：00

○あぐりっちアグリピア店

所在地 / 高岡市西藤平蔵234
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8：30～15：00

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」で、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）】

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◆「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◆「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◆貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	29 年度	30 年度	科 目	29 年度	30 年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	176,347,437	177,710,531	1. 信用事業負債	177,693,054	178,719,657
(1) 現金	548,544	639,746	(1) 貯 金	176,589,594	177,975,613
(2) 預 金	144,043,502	145,798,232	(2) その他の信用事業負債	1,103,459	744,044
系統預金	144,013,571	145,757,821	未払費用	101,825	34,613
系統外預金	29,931	40,411	その他の負債	1,001,634	709,430
(3) 有価証券	4,708,288	3,798,526	2. 共済事業負債	643,367	687,233
国債	563,338	557,606	(1) 共済借入金	22,042	-
金融債	1,102,810	300,130	(2) 共済資金	339,393	413,980
社債	3,042,140	2,940,790	(3) 共済未払利息	301	-
(4) 貸出金	26,288,287	26,683,288	(4) 未経過共済付加収入	279,625	271,974
(5) その他の信用事業資産	882,368	898,935	(5) 共済未払費用	1,127	1,128
未収収益	94,138	92,423	(6) その他の共済事業負債	878	150
その他の資産	788,230	806,511	3. 経済事業負債	334,674	309,865
(6) 貸倒引当金	△ 123,554	△ 108,198	(1) 経済事業未払金	262,764	257,443
2. 共済事業資産	22,552	160	(2) 経済受託債務	70,451	50,948
(1) 共済貸付金	22,042	-	(3) その他の経済事業負債	1,458	1,473
(2) 共済未収利息	301	-	4. 雑 負 債	198,906	201,596
(3) その他の共済事業資産	209	160	(1) 未払法人税等	49,000	44,000
3. 経済事業資産	1,615,488	1,630,266	(2) リース負債	39,445	29,583
(1) 受取手形	1,334	925	(3) 資産除去債務	26,809	31,949
(2) 経済事業未収金	200,964	250,629	(4) その他の負債	83,651	96,062
(3) 経済受託債権	1,004,362	973,303	5. 諸 引 当 金	909,262	851,728
(4) 棚卸資産	361,985	360,692	(1) 賞与引当金	69,750	63,150
購買品	348,567	348,322	(2) 退職給付引当金	820,428	764,143
その他の棚卸資産	13,417	12,369	(3) 役員退職慰労引当金	19,084	24,435
(5) その他の経済事業資産	52,555	53,729	6. 再評価に係る繰延税金負債	679,032	665,211
(6) 貸倒引当金	△ 5,713	△ 9,013	負債の部合計	180,458,299	181,435,292
4. 雑 資 産	473,754	438,896	(純資産の部)		
(1) 雑 資 産	473,812	438,939	1. 組合員資本	9,311,018	9,510,587
(2) 貸倒引当金	△ 57	△ 43	(1) 出 資 金	2,703,049	2,733,217
5. 固 定 資 産	5,045,882	4,873,809	(2) 資本準備金	13,181	13,181
(1) 有形固定資産	5,018,101	4,840,588	(3) 利益剰余金	6,601,314	6,771,818
建物	4,345,904	4,351,259	利益準備金	2,824,064	2,874,064
機械装置	1,584,414	1,612,523	その他利益剰余金	3,777,249	3,897,753
土地	3,584,778	3,532,283	施設整備等目的積立金	804,725	904,725
リース資産	63,915	63,915	リスク管理目的積立金	1,245,000	1,245,000
その他の有形固定資産	1,108,911	1,088,796	特別積立金	1,395,928	1,395,928
減価償却累計額	△ 5,669,822	△ 5,808,189	当期未処分剰余金	331,596	352,100
(2) 無形固定資産	27,781	33,221	(うち当期剰余金)	(208,098)	(206,181)
6. 外 部 出 資	7,463,308	7,463,198	(4) 処分未済持分	△ 6,527	△ 7,630
(1) 外部出資	7,463,308	7,463,198	2. 評価・換算差額等	1,437,391	1,396,054
系統出資	7,259,893	7,259,893	(1) その他有価証券評価差額金	45,436	40,356
系統外出資	183,615	183,505	(2) 土地再評価差額金	1,391,955	1,355,697
子会社等出資	19,800	19,800	純資産の部合計	10,748,409	10,906,641
7. 繰延税金資産	238,284	225,071	負債及び純資産の部合計	191,206,709	192,341,933
資産の部合計	191,206,709	192,341,933			

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	29 年度	30 年度	科 目	29 年度	30 年度
1. 事業総利益	2,761,394	2,700,850	(11) 加工・利用事業収益	272,626	264,575
(1) 信用事業収益	1,365,885	1,340,315	(12) 加工・利用事業費用	210,144	215,288
資金運用収益	1,269,538	1,266,409	加工・利用事業総利益	62,481	49,286
(うち預金利息)	(788,961)	(802,303)	(13) 宅地等供給事業収益	125	125
(うち有価証券利息)	(32,295)	(28,589)	(14) 宅地等供給事業費用	1,198	216
(うち貸出金利息)	(354,118)	(341,107)	宅地等供給事業総利益	△ 1,072	△ 90
(うちその他受入利息)	(94,164)	(94,410)	(15) 福祉・介護保険事業収益	221,081	223,406
役務取引等収益	43,459	43,655	(16) 福祉・介護保険事業費用	54,773	53,818
その他経常収益	52,886	30,250	福祉・介護保険事業総利益	166,308	169,587
(2) 信用事業費用	244,627	201,663	(17) その他事業収益	152,297	123,015
資金調達費用	99,133	68,311	(18) その他事業費用	115,265	104,462
(うち貯金利息)	(93,438)	(63,083)	その他事業総利益	37,032	18,553
(うち給付補填備金繰入)	(4,564)	(3,996)	(19) 指導事業収入	10,572	10,330
(うち借入金利息)	(18)	(-)	(20) 指導事業支出	73,769	70,752
(うちその他支払利息)	(1,111)	(1,232)	指導事業収支差額	△ 63,196	△ 60,422
役務取引等費用	16,650	16,790	2. 事業管理費	2,619,327	2,506,281
その他経常費用	128,843	116,561	(1) 人件費	1,903,633	1,804,333
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 8,349)	(△ 15,355)	(2) 業務費	264,785	266,383
信用事業総利益	1,121,257	1,138,652	(3) 諸税負担金	78,088	76,233
(3) 共済事業収益	793,219	790,173	(4) 施設費	362,734	349,796
共済付加収入	735,648	737,468	(5) その他事業管理費	10,084	9,534
共済貸付金利息	550	126	事業利益	142,066	194,569
その他の収益	57,020	52,578	3. 事業外収益	137,143	131,868
(4) 共済事業費用	22,850	22,479	(1) 受取出資配当金	72,365	71,744
共済借入金利息	550	126	(2) 賃貸料	21,356	19,757
共済推進費	7,586	8,539	(3) 雑収入	43,421	40,366
共済保全費	1,389	1,204	4. 事業外費用	7,677	5,971
その他の費用	13,323	12,608	(1) 寄付金	1,774	932
共済事業総利益	770,369	767,694	(2) 雑損失	5,902	5,038
(5) 購買事業収益	2,943,854	2,891,243	(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 14)
購買品供給高	2,811,174	2,763,228	(うち貸倒引当金繰入額)	(10)	(-)
修理サービス料	80,925	78,030	経常利益	271,532	320,467
その他の収益	51,753	49,984	5. 特別利益	-	7,063
(6) 購買事業費用	2,452,661	2,428,236	(1) 固定資産処分益	-	78
購買品供給原価	2,283,550	2,251,126	(2) 一般補助金	-	1,925
購買品供給費	2,115	1,784	(3) その他の特別利益	-	5,060
修理サービス費	9,303	9,763	6. 特別損失	162	62,174
その他の費用	157,692	165,561	(1) 固定資産処分損	162	2,463
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3,660)	(-)	(2) 固定資産圧縮損	-	1,925
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(3,323)	(3) 減損損失	-	52,786
購買事業総利益	491,193	463,006	(4) その他の特別損失	-	5,000
(7) 販売事業収益	246,085	230,969	税引前当期利益	271,369	265,356
販売手数料	177,606	161,674	7. 法人税、住民税及び事業税	61,318	57,847
その他の収益	68,478	69,294	8. 法人税等調整額	1,952	1,327
(8) 販売事業費用	90,939	97,976	法人税等合計	63,271	59,174
その他の費用	90,939	97,976	当期剰余金	208,098	206,181
(うち貸倒引当金繰入額)	(559)	(1)	当期首繰越剰余金	123,498	109,661
販売事業総利益	155,145	132,992	土地再評価差額金取崩額	-	36,257
(9) 保管事業収益	48,434	47,877	当期末処分剰余金	331,596	352,100
(10) 保管事業費用	26,558	26,287			
保管事業総利益	21,875	21,590			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	30年度	科 目	29年度	30年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	271,369	265,356	その他の資産の純増(△)減	△ 6,988	33,748
減価償却費	202,686	195,755	その他の負債の純増減(△)	△ 60,298	6,977
減損損失	-	52,786	信用事業資金運用による収入	1,276,655	1,270,659
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 11,441	△ 12,070	信用事業資金調達による支出	△ 121,010	△ 134,713
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,150	△ 6,600	共済貸付金利息による収入	561	427
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 22,698	△ 56,285	共済借入金利息による支出	△ 561	△ 427
その他引当金等の増減額(△は減少)	4,857	5,351	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 55,111	△ 45,203
信用事業資金運用収益	△ 1,272,676	△ 1,268,960			
信用事業資金調達費用	99,134	68,312	小 計	610,010	△ 2,086,751
共済貸付金利息	△ 551	△ 126	雑利息及び出資配当金の受取額	72,365	71,744
共済借入金利息	551	126	法人税等の支払額	△ 56,319	△ 62,847
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 72,365	△ 71,744			
有価証券関係損益(△は益)	3,137	2,550	事業活動によるキャッシュ・フロー	626,057	△ 2,077,853
固定資産売却損益(△は益)	163	2,384	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の取得による支出	△ 500,234	△ 234
貸出金の純増(△)減	△ 627,117	△ 395,001	有価証券の売却による収入	△ 3,137	△ 2,550
預金の純増(△)減	△ 5,100,000	△ 3,100,000	有価証券の償還による収入	803,397	902,980
貯金の純増減(△)	5,880,132	1,386,019	補助金等の受入れによる収入	-	1,925
信用事業借入金の純増減(△)	△ 8,858	-	固定資産の取得による支出	△ 211,309	△ 79,745
その他の信用事業資産の純増(△)減	36,903	△ 18,281	固定資産の売却による収入	-	△ 1,032
その他の信用事業負債の純増減(△)	284,415	△ 292,999	外部出資による支出	△ 400	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			外部出資の売却等による収入	-	111
共済貸付金の純増(△)減	3,545	22,042			
共済借入金の純増減(△)	△ 3,545	△ 22,042	投資活動によるキャッシュ・フロー	88,316	821,454
共済資金の純増減(△)	36,116	74,587	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 10,465	△ 7,651	出資の増額による収入	137,241	128,525
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△ 107,407	△ 98,357
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	30,911	△ 49,256	持分の譲渡による収入	12,398	6,527
経済受託債権の純増(△)減	△ 166,089	31,059	持分の取得による支出	△ 6,527	△ 7,630
棚卸資産の純増(△)減	49,669	1,293	出資配当金の支払額	△ 26,496	△ 26,732
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 37,953	△ 5,322			
経済受託債務の純増減(△)	3,781	△ 19,503	財務活動によるキャッシュ・フロー	9,209	2,333
			4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	723,582	△ 1,254,067
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	4,268,465	4,992,046
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	4,992,046	3,737,980

4. 注記表

29年度	30年度
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 ・償却原価法（定額法）</p> <p>(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの : 期末日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>② 時価のないもの : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>○購買品</p> <p>農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○その他の棚卸資産</p> <p>製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>③ リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>	<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 ・償却原価法（定額法）</p> <p>(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの : 期末日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>② 時価のないもの : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>○購買品</p> <p>農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○その他の棚卸資産</p> <p>製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>③ リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>

29年度	30年度
<p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p>	<p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p>

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,908,446千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）であり、その内訳は、次のとおりです。
- | | | | | |
|----------|---|------------------------------|---|------------------------------|
| 建 | 物 | 1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） | | |
| 機 | 械 | 装 | 置 | 1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） |
| その他の償却資産 | | 61,394千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） | | |
| 土 | 地 | 61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） | | |
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、ATM（現金自動取引機）23台及び車両181台についてはリース契約により使用しています。
- (3) 担保に供している資産
預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。
- (4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 3,824千円 |
| 金銭債務 | 62,326千円 |
- (5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 83,937千円 |
| 金銭債務 | — 千円 |
- (6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳
貸出金のうち、破綻先債権額は14,836千円、延滞債権額は112,186千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は401千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は127,424千円です。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,910,371千円（うち当期圧縮記帳額1,925千円）であり、その内訳は、次のとおりです。
- | | | | | |
|----------|---|------------------------------|---|------------------------------|
| 建 | 物 | 1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） | | |
| 機 | 械 | 装 | 置 | 1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） |
| その他の償却資産 | | 63,319千円（うち当期圧縮記帳額 1,925千円） | | |
| 土 | 地 | 61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ） | | |
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、ATM（現金自動取引機）23台及び車両174台についてはリース契約により使用しています。
- (3) 担保に供している資産
預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。
- (4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 8,868千円 |
| 金銭債務 | 69,524千円 |
- (5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 87,673千円 |
| 金銭債務 | — 千円 |
- (6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳
貸出金のうち、破綻先債権額は13,985千円、延滞債権額は63,078千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,064千円です。

29年度

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,787,106千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	51,178千円
うち事業取引高	39,755千円
うち事業取引以外の取引高	11,422千円
② 子会社との取引による費用総額	133,225千円
うち事業取引高	131,632千円
うち事業取引以外の取引高	1,593千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金

30年度

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,765,125千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	53,195千円
うち事業取引高	42,579千円
うち事業取引以外の取引高	10,616千円
② 子会社との取引による費用総額	137,945千円
うち事業取引高	136,518千円
うち事業取引以外の取引高	1,427千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用途	種 類	そ の 他
高岡市戸出伊勢額川東2491-4	賃貸	土地及び建物	キセキ北陸
高岡市戸出町3丁目	遊休	土地	旧本町支店
高岡市戸出西部金屋273	遊休	土地	旧戸出町農協西部金屋事業所
高岡市伏木一宮753	遊休	土地	伏木一宮倉庫

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本的にグループングし、遊休資産、賃貸資産については施設単位でグループングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。

賃貸不動産でありますキセキ北陸および支店・施設の統廃合にともなって賃貸への用途変更および更地とした旧本町支店、旧戸出町農協西部金屋事業所、伏木一宮倉庫については、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失(52,786千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、キセキ北陸49,372千円(内、土地46,093千円、建物3,279千円)、旧本町支店1,097千円(内、土地1,097千円)、旧戸出町農協西部金屋事業所1,872千円(内、土地1,872千円)、伏木一宮倉庫443千円(内、土地443千円)です。

なお、キセキ北陸の建物の回収可能価額は経済的残存使用年数を経過しているため合理的な見積もりが困難なことから算定していません。また、土地の回収可能価額は正味売却価格より測定しており、キセキ北陸、旧本町支店、伏木一宮倉庫の時価は相続税路線価、旧戸出町農協西部金屋事業所の時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。但し、キセキ北陸、伏木一宮倉庫、旧戸出町農協西部金屋事業所の土地の回収可能価額については、建物の処分費用見込額を控除しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金

29年度	30年度
<p>融債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>ii) 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,721千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>融債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>ii) 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.001%以上下落、若しくは0.001%以上上昇したと想定した場合であっても、経済価値が減少しないものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

29年度

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には
 含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	144,043,502	144,015,098	△ 28,403
有価証券 その他有価証券	4,708,288	4,708,288	-
貸出金	26,305,500		
貸倒引当金	△ 123,611		
貸倒引当金控除後	26,181,889	26,645,241	463,352
資 産 計	174,933,680	175,368,628	434,948
貯金	176,589,594	176,607,186	17,592
負 債 計	176,589,594	176,607,186	17,592

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金17,213千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

- ② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

- i) 預金
 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- ii) 有価証券
 債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。
- iii) 貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- i) 貯金
 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,463,308

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

30年度

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には
 含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	145,798,232	145,765,889	△ 32,343
有価証券 その他有価証券	3,798,526	3,798,526	-
貸出金	26,696,505		
貸倒引当金	△ 108,241		
貸倒引当金控除後	26,588,263	27,073,979	485,715
資 産 計	176,185,022	176,638,394	453,372
貯金	177,975,613	177,995,251	19,637
負 債 計	177,975,613	177,995,251	19,637

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金13,216千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

- ② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

- i) 預金
 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- ii) 有価証券
 債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。
- iii) 貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- i) 貯金
 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,463,198

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

29年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	144,043,502	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	900,000	700,000	100,000	600,000	316,000	2,023,000
貸出金	4,021,290	2,102,239	1,773,892	1,524,781	1,858,464	15,001,283
合計	148,964,792	2,802,239	1,873,892	2,124,781	2,174,464	17,024,283

※貸出金のうち、当座貸越400,464千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権6,336千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	152,574,887	12,427,390	9,999,177	725,872	581,081	281,185
合計	152,574,887	12,427,390	9,999,177	725,872	581,081	281,185

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
債券	4,708,288	4,645,531	62,757
国債	563,338	539,498	23,840
金融債	1,102,810	1,100,000	2,810
社債	3,042,140	3,006,033	36,106
合計	4,708,288	4,645,531	62,757

上記の差額から繰延税金負債17,320千円を差し引いた額45,436千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	843,126千円
退職給付費用	72,163千円
退職給付の支払額	△ 32,316千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 62,544千円
期末における退職給付引当金	820,428千円

30年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	145,798,232	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	700,000	100,000	600,000	316,000	413,000	1,610,000
貸出金	2,677,074	1,861,609	1,710,243	2,095,416	1,939,453	16,399,489
合計	149,175,307	1,961,609	2,310,243	2,411,416	2,352,453	18,009,489

※貸出金のうち、当座貸越362,755千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	153,009,147	9,959,010	13,474,035	636,590	674,426	222,402
合計	153,009,147	9,959,010	13,474,035	636,590	674,426	222,402

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
債券	3,798,526	3,742,785	55,740
国債	557,606	539,390	18,215
金融債	300,130	300,000	130
社債	2,940,790	2,903,395	37,394
合計	3,798,526	3,742,785	55,740

上記の差額から繰延税金負債15,384千円を差し引いた額40,356千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	820,428千円
退職給付費用	62,015千円
退職給付の支払額	△ 56,923千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 61,377千円
期末における退職給付引当金	764,143千円

29年度	
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,593,397千円
特定退職共済制度	△ 772,968千円
未積立退職給付債務	820,428千円
退職給付引当金	820,428千円
④ 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	72,163千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23,535千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 332,738千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	226,438千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,851千円
賞与引当金	22,107千円
J Aバンク支援積立金	24,064千円
資産除去債務	7,399千円
役員退任慰労引当金	5,267千円
その他	7,323千円
繰延税金資産小計	303,453千円
評価性引当額	△ 47,397千円
繰延税金資産合計（A）	256,084千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	17,320千円
資産除去債務（固定資産増加分）	478千円
繰延税金負債合計（B）	17,799千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	238,284千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.5%
住民税均等割等	0.9%
事業分量配当金	△ 4.6%
評価性引当額の増減	△ 2.0%
その他	△ 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.3%

(3) 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

30年度	
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,536,937千円
特定退職共済制度	△ 772,793千円
未積立退職給付債務	764,143千円
退職給付引当金	764,143千円
④ 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	62,015千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,254千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 295,984千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	210,903千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	7,559千円
賞与引当金	20,021千円
J Aバンク支援積立金	24,304千円
資産除去債務	8,400千円
役員退任慰労引当金	6,744千円
その他	7,033千円
繰延税金資産小計	284,966千円
評価性引当額	△ 44,092千円
繰延税金資産合計（A）	240,873千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	15,384千円
資産除去債務（固定資産増加分）	417千円
繰延税金負債合計（B）	15,802千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	225,071千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.7%
住民税均等割等	0.9%
事業分量配当金	△ 4.7%
評価性引当額の増減	△ 1.2%
その他	△ 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	30年度
1. 当期末処分剰余金	331,596	352,100
2. 剰余金処分量	221,935	222,619
(1)利益準備金	50,000	50,000
(2)任意積立金	100,000	100,000
(うち施設整備等目的積立金)	(100,000)	(100,000)
(3)出資配当金	26,732	27,010
(うち普通出資に対する配当金)	(26,732)	(27,010)
(4)事業分量配当金	45,203	45,609
3. 次期繰越剰余金	109,661	129,480

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成29年度 1.0%

平成30年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成29年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.02%

②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、2円

③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、2%（消費税抜き）

④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、60円（消費税抜き）

⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、10円（消費税抜き）

平成30年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.02%

②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、2円

③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、2%（消費税抜き）

④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、60円（消費税抜き）

⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、10円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
施設整備等目的積立金	施設等の取得及び修繕のために必要な資金の準備	固定資産の期末帳簿価額の25/100	施設等の取得及び修繕が発生した場合の相当額
リスク管理目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出金、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成29年度 20,000千円

平成30年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書 (29年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,054,182	1,365,885	793,219	1,992,457	1,898,667	3,952	
事業費用 ②	3,292,788	244,627	22,850	1,562,713	1,419,862	42,733	
事業総利益 (① - ②) ③	2,761,394	1,121,257	770,369	429,743	478,804	△ 38,780	
事業管理費 ④	2,619,327	934,202	458,601	554,994	521,933	149,596	
(うち減価償却費) ⑤	(194,665)	(48,202)	(5,757)	(104,074)	(33,248)	(3,383)	
(うち人件費) ⑥	(1,903,633)	(604,690)	(389,507)	(354,985)	(419,203)	(135,246)	
うち共通管理費 ⑦		227,935	89,333	126,599	93,815	15,364	△ 553,047
(うち減価償却費) ⑧		(13,293)	(5,210)	(7,383)	(5,471)	(896)	(△ 32,255)
(うち人件費) ⑨		(54,741)	(21,454)	(30,404)	(22,530)	(3,689)	(△ 132,820)
事業利益 (③ - ④) ⑩	142,066	187,054	311,767	△ 125,250	△ 43,128	△ 188,377	
事業外収益 ⑪	137,143	62,721	29,147	32,756	11,266	1,251	
うち共通分 ⑫		17,328	6,791	9,624	7,132	1,168	△ 42,045
事業外費用 ⑬	7,677	3,001	1,173	1,836	1,450	215	
うち共通分 ⑭		2,993	1,173	1,662	1,232	201	△ 7,263
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬) ⑮	271,532	246,774	339,742	△ 94,330	△ 33,312	△ 187,340	
特別利益 ⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑱	162	67	26	37	27	4	
うち共通分 ⑲		67	26	37	27	4	△ 162
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱) ⑳	271,369	246,707	339,715	△ 94,367	△ 33,340	△ 187,345	
営農指導事業分配賦額 ㉑		△ 79,071	△ 31,305	△ 44,004	△ 32,963	187,345	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳ + ㉑) ㉒	271,369	167,635	308,410	△ 138,372	△ 66,303		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- (2) 営農指導事業
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	41.22	16.15	22.89	16.96	2.78	100.00
営農指導事業	42.21	16.71	23.49	17.59		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	191,206,709	182,072,130	1,274,187	3,147,014	1,171,560	34,495	3,507,320
総資産(共通資産配賦後)	191,206,709	183,517,650	1,840,722	3,949,882	1,766,518	131,934	
(うち固定資産)	(5,045,882)	(1,115,428)	(422,420)	(2,233,927)	(1,168,615)	(105,491)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

(2) 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	41.22	16.15	22.89	16.96	2.78	100.00

(30年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 5,922,032	1,340,315	790,173	1,976,111	1,811,620	3,810	
事業費用	② 3,221,181	201,663	22,479	1,594,644	1,362,552	39,842	
事業総利益 (① - ②)	③ 2,700,850	1,138,652	767,694	381,467	449,068	△ 36,031	
事業管理費	④ 2,506,281	886,761	436,290	535,943	496,533	150,752	
（うち減価償却費）	⑤ (185,027)	(39,424)	(6,129)	(107,271)	(29,355)	(2,846)	
（うち人件費）	⑥ (1,804,333)	(567,950)	(367,553)	(334,684)	(398,067)	(136,077)	
うち共通管理費	⑦	229,565	91,174	128,027	92,971	16,419	△ 558,158
（うち減価償却費）	⑧	(14,091)	(5,596)	(7,858)	(5,706)	(1,007)	(△ 34,261)
（うち人件費）	⑨	(59,980)	(23,822)	(33,450)	(24,291)	(4,290)	(△ 145,835)
事業利益 (③ - ④)	⑩ 194,569	251,891	331,403	△ 154,476	△ 47,465	△ 186,783	
事業外収益	⑪ 131,868	62,371	29,021	27,268	11,280	1,926	
うち共通分	⑫	18,347	7,286	10,232	7,430	1,312	△ 44,609
事業外費用	⑬ 5,971	2,119	835	1,184	1,045	786	
うち共通分	⑭	2,103	835	1,172	851	150	△ 5,113
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮ 320,467	312,143	359,590	△ 128,392	△ 37,230	△ 185,644	
特別利益	⑯ 7,063	2,113	839	3,103	855	151	
うち共通分	⑰	2,113	839	1,178	855	151	△ 5,138
特別損失	⑱ 62,174	24,780	9,841	15,744	10,035	1,772	
うち共通分	⑲	24,780	9,841	13,819	10,035	1,772	△ 60,249
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳ 265,356	289,477	350,588	△ 141,033	△ 46,410	△ 187,265	
営農指導事業配賦額	㉑	△ 78,956	△ 31,709	△ 44,136	△ 32,463	187,265	
営農指導事業配賦後 税引前当期利益 (⑳ + ㉑)	㉒ 265,356	210,521	318,879	△ 185,169	△ 78,874		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- (2) 営農指導事業
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	41.13	16.33	22.94	16.66	2.94	100.00
営農指導事業	42.16	16.93	23.57	17.34		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	192,341,933	183,417,224	1,251,262	3,074,665	1,170,448	28,658	3,399,674
総資産（共通資産配賦後）	192,341,933	184,815,479	1,806,596	3,854,463	1,736,727	128,666	
（うち固定資産）	(4,873,809)	(1,070,684)	(416,782)	(2,170,438)	(1,113,827)	(102,076)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。。

(2) 配賦割合（(1)の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	41.13	16.33	22.94	16.66	2.94	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年5月20日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清



II 損益の状況

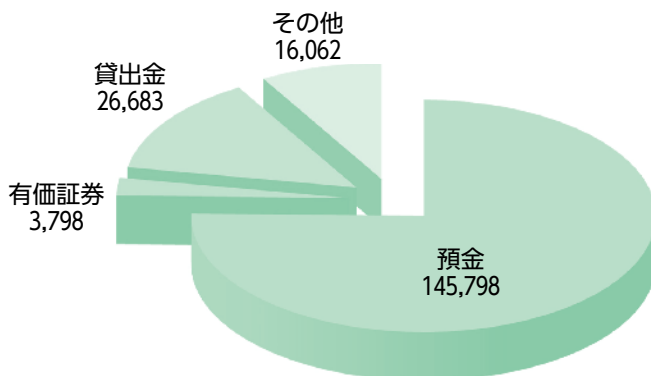
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

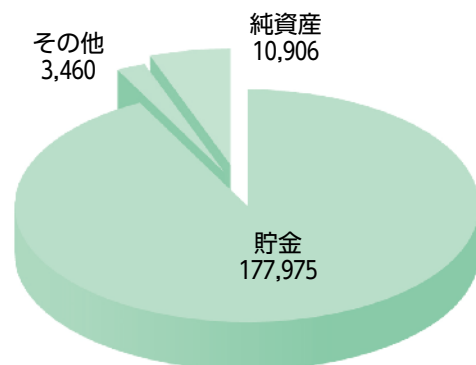
項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益	6,848	6,460	6,154	6,054	5,922
信用事業収益	1,502	1,499	1,417	1,365	1,340
共済事業収益	789	794	808	793	790
農業関連事業収益	2,124	2,077	1,987	1,992	1,976
生活その他事業収益	2,425	2,085	1,936	1,898	1,811
経常利益	355	341	306	271	320
当期剰余金	262	196	236	208	206
出資金 (出資口数)	2,627 (2,627,061)	2,656 (2,656,501)	2,673 (2,673,215)	2,703 (2,703,049)	2,733 (2,733,217)
純資産額	10,296	10,457	10,591	10,748	10,906
総資産額	179,434	182,605	184,998	191,206	192,341
貯金等残高	165,515	168,182	170,709	176,589	177,975
貸出金残高	28,661	25,785	25,661	26,288	26,683
有価証券残高	6,225	5,651	5,019	4,708	3,798
剰余金配当金額	79	80	81	71	72
出資配当額	39	26	26	26	27
事業利用分量配当額	40	54	55	45	45
職員数	408	408	399	381	360
単体自己資本比率	17.66	16.09	16.08	14.89	15.13

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

運用状況 運用合計 192,341 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 192,341 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	29年度	30年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,170	1,203	33
役 務 取 引 等 収 支	26	26	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 75	△ 86	△ 11
信 用 事 業 粗 利 益	1,121	1,143	22
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.654	0.651	△ 0.003
事 業 粗 利 益	2,761	2,700	△ 61
(事 業 粗 利 益 率)	1.479	1.413	△ 0.066

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	29年度			30年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	170,692	1,175	0.689	174,947	1,171	0.670
う ち 預 金	140,485	788	0.562	143,967	802	0.557
う ち 有 価 証 券	4,943	32	0.653	4,334	28	0.659
う ち 貸 出 金	25,263	354	1.402	26,645	341	1.280
資 金 調 達 勘 定	172,842	98	0.057	176,932	67	0.038
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	172,841	98	0.057	176,932	67	0.038
う ち 借 入 金	0	0	2.473	-	-	-
総 資 金 利 ざ や	-		0.223	-		0.261

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	29年度増減額	30年度増減額
受 取 利 息	△ 76	△ 3
う ち 預 金	△ 49	13
う ち 有 価 証 券	△ 2	△ 3
う ち 貸 出 金	△ 24	△ 13
支 払 利 息	△ 10	△ 30
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	△ 10	△ 30
う ち 譲 渡 性 貯 金	-	-
う ち 借 入 金	△ 0	△ 0
差 引	△ 65	27

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	48,725	26.3	53,249	26.3	4,523
定期性貯金	124,051	73.6	123,625	73.6	△ 426
その他の貯金	64	0.1	58	0.1	△ 5
計	172,841	100.0	176,932	100.0	4,091
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	172,841	100.0	176,932	100.0	4,091

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	119,914	100.0	117,717	100.0	△ 2,196
うち固定金利定期	119,852	99.9	117,665	100.0	△ 2,187
うち変動金利定期	61	0.1	52	0.0	△ 9

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
手形貸付	52	46	△ 5
証書貸付	24,805	26,218	1,413
当座貸越	406	380	△ 25
割引手形	-	-	-
合 計	25,263	26,645	1,381

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	20,919	79.6	21,668	81.2	749
変動金利貸出	4,968	18.9	4,651	17.4	△ 316
その他	400	1.5	362	1.4	△ 37
合 計	26,288	100.0	26,683	100.0	395

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
貯金・定期積金等	762		740		△ 22
有価証券	-		-		-
動産	-		-		-
不動産	623		493		△ 129
その他担保物	2,135		1,948		△ 187
小計	3,521		3,182		△ 339
農業信用基金協会保証	12,583		12,263		△ 319
その他保証	40		65		24
小計	12,623		12,328		△ 295
信用	10,142		11,172		1,029
合計	26,288		26,683		395

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	22,167	84.3	21,463	80.4	△ 703
運転資金	4,120	15.7	5,219	19.6	1,098
合計	26,288	100.0	26,683	100.0	395

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	702	2.7	656	2.5	△ 45
林業	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-
製造業	267	1.0	265	1.0	△ 1
鉱業	0	0.0	-	-	△ 0
建設・不動産業	548	2.1	551	2.1	2
電気・ガス・熱供給水道業	33	0.1	32	0.1	△ 1
運輸・通信業	94	0.3	84	0.3	△ 9
金融・保険業	2,464	9.4	2,465	9.2	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	839	3.2	854	3.2	15
地方公共団体	7,037	26.8	8,199	30.7	1,162
非営利法人	-	-	-	-	-
その他	14,301	54.4	13,574	50.9	△ 726
合計	26,288	100.0	26,683	100.0	395

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
農 業	493	522	29
穀 作	257	228	△ 29
野 菜 ・ 園 芸	26	22	△ 3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	0	△ 0
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	209	271	62
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	493	522	29

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	368	363	△ 4
農 業 制 度 資 金	125	159	34
農 業 近 代 化 資 金	125	159	34
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	493	522	29

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
破綻先債権額	14	13	△ 0
延滞債権額	112	63	△ 49
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	0	-	△ 0
合 計	127	77	△ 50

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29年度	64	11	21	32	64
	30年度	42	4	18	18	42
危 険 債 権	29年度	63	38	19	5	63
	30年度	35	18	13	3	35
要 管 理 債 権	29年度	0	-	-	0	0
	30年度	-	-	-	-	-
小 計	29年度	128	49	40	37	128
	30年度	78	23	32	22	78
正 常 債 権	29年度	26,237				
	30年度	26,683				
合 計	29年度	26,365				
	30年度	26,761				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

4. 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)			
破綻先	14	破産更正債権及び これらに準ずる債権	破綻先債権	13		
実質破綻先	32		42	延滞債権	63	
破綻懸念先	36	危険債権	35		3ヵ月以上延滞債権	-
要注意先	要管理先	-	要管理債権	-	貸出条件緩和債権	-
	その他要注意先	114				
正常先	19,581	正常債権	26,683			
その他	8,221					

- 破綻先**
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先**
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先**
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先**
要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
 - i 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
 - ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先**
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先**
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- その他**
査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権**
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
- 正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

- 破綻先債権**
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権**
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権**
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	87	90	-	87	90	90	89	-	90	89
個別貸倒引当金	53	39	-	53	39	39	27	0	39	27
合 計	140	129	-	140	129	129	117	0	129	117

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	29年度	30年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		29年度		30年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	26,873	185,183	27,459	183,417
	金 額	41,588	63,167	44,586	64,026
代金取立為替	件 数	12	1	9	2
	金 額	3	0	3	3
雑 為 替	件 数	4,446	1,176	4,353	1,067
	金 額	6,387	445	5,979	427
合 計	件 数	31,331	186,360	31,821	184,486
	金 額	47,979	63,613	50,568	64,457

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類		29年度	30年度	増減
国 債		539	539	△ 0
金 融 債		1,393	859	△ 533
社 債		3,010	2,936	△ 74
合 計		4,943	4,334	△ 608

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
29年度								
国 債	-	-	329	233	-	-	-	563
金 融 債	801	300	-	-	-	-	-	1,102
社 債	100	507	617	409	1,408	-	-	3,042
30年度								
国 債	-	308	238	10	-	-	-	557
金 融 債	300	-	-	-	-	-	-	300
社 債	401	407	511	514	1,104	-	-	2,940

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[その他有価証券]

(単位：百万円)

保 有 区 分	種 類	29年度			30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 権	4,708	4,645	62	3,798	3,742	55
	国 債	563	539	23	557	539	18
	金 融 債	1,102	1,100	2	300	300	0
	社 債	3,042	3,006	36	2,940	2,903	37
合 計		4,708	4,645	62	3,798	3,742	55

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有契約高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終身共済	1,831	131,848	1,890	126,630
定期生命共済	-	247	5	243
養老生命共済	1,402	42,308	908	36,811
うちこども共済	855	14,752	786	14,352
医療共済	11	1,678	65	1,684
がん共済	-	76	-	72
定期医療共済	-	282	-	257
介護共済	58	740	138	865
年金共済	-	197	-	197
建物更生共済	40,120	245,790	42,238	243,457
合 計	43,424	423,170	45,246	410,220

(注) 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1	37	1	38
がん共済	0	2	0	3
定期医療共済	-	1	-	1
合 計	1	42	1	42

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高、生活障害共済の生活障害共済金額および生活障害年金年額保有高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	75	1,325	166	1,459
生活障害共済（一時金型）	-	-	61	61
生活障害共済（定期年金型）	-	-	8	8

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	188	2,651	475	2,908
年金開始後	-	1,515	-	1,480
合 計	188	4,166	475	4,388

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	29年度		30年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	52,855	43	51,433	42
自動車共済		519		508
傷害共済	58,764	6	56,221	6
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		32		32
合 計		603		590

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	29年度	30年度
生産資材	肥料	352	385
	農薬	306	293
	飼料	5	7
	生産雑資材	158	155
	計	824	843
生活資材	米	186	174
	食料品	63	61
	酒・塩・タバコ	26	25
	衣料品・その他	3	2
	日用品	60	62
	家具・仏壇	29	24
	冠婚・葬祭	57	42
	住宅	3	17
計	431	410	
機械類	農業機械	440	424
	自動車	275	254
	計	715	678
油ガス類	石油類	659	657
	ガス類	180	173
	計	839	830
合	計	2,811	2,763

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	29年度	30年度
農産物	米	2,474	2,438
	麦	35	28
	豆類・雑穀	92	69
	野菜	582	539
	花卉・花木	75	82
	その他	0	0
畜産物		126	129
合	計	3,387	3,288

4. 指導事業

(単位：百万円)

項	目	29年度	30年度
収入	賦課金	-	-
	指導事業補助金	2	2
	実費収入	8	8
	計	10	10
支出	営農改善費	39	36
	生活文化事業費	11	11
	教育情報費	22	22
	計	73	70

5. 福祉・介護保険事業

(単位：百万円)

項	目	29年度	30年度
訪問介護		16	17
居宅介護支援		27	29
デイサービス		97	97
認知デイ		1	-
小規模多機能		77	79
合	計	220	223

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	29年度	30年度	増 減
総資産経常利益率	0.145	0.168	0.022
資本経常利益率	2.579	2.997	0.418
総資産当期純利益率	0.111	0.108	△ 0.004
資本当期純利益率	1.976	1.928	△ 0.048

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	29年度	30年度	増 減	
貯貸率	期 末	14.89	14.99	0.11
	期 中 平 均	14.62	15.06	0.44
貯証率	期 末	2.67	2.13	△ 0.53
	期 中 平 均	2.86	2.45	△ 0.41

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	29年度		30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,239		9,437	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,716		2,733	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,601		6,771	
うち、外部流出予定額 (△)	71		72	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6		△ 7	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90		89	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90		89	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	652		545	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,981		10,073	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	11	26	6
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	11	26	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16		26	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,964		10,046	

(単位：百万円、%)

項 目	29年度		30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	61,172		60,755	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,528		△ 2,583	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	11		6	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,610		△ 4,611	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,070		2,020	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,750		5,608	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	66,922		66,364	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.89		15.13	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	29年度			30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	541	—	—	541	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,057	—	—	8,220	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	145,553	29,110	1,164	146,505	29,301	1,172
法人等向け	2,907	1,585	63	2,712	1,420	56
中小企業等向け及び個人向け	1,167	395	15	1,028	319	12
抵当権付住宅ローン	1,192	404	16	1,050	358	14
不動産取得等事業向け	100	100	4	93	93	3
三月以上延滞等	2	—	—	5	0	0
信用保証協会等保証付	12,589	1,221	48	12,297	1,191	47
共済約款貸付	22	—	—	—	—	—
出資等	719	719	28	719	719	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	9,221	23,053	922	9,222	23,055	922
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△ 2,528	△ 101	—	△ 2,583	△ 103
上記以外	7,859	7,108	284	7,726	6,878	275
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	188,936	61,172	2,446	190,124	60,755	2,430
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額合計	188,936	61,172	2,446	190,124	60,755	2,430
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	5,750	230	5,608	224		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	66,922	2,676	66,364	2,654		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

		29年度				30年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
		う	ち	う		ち	う	ち	
		貸	借	借	借	貸	借	借	
		出	債	債		出	債	債	
		金	券	券		金	券	券	
		等				等			
法人	農 業	298	288	-	-	308	298	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	300	-	300	-	300	-	300	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	635	134	500	-	636	136	500	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,206	-	1,206	-	1,204	-	1,204	-
	運 輸 ・ 通 信 業	423	7	404	-	313	-	302	-
	金 融 ・ 保 険 業	154,952	2,478	1,501	-	155,905	2,478	700	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	646	219	199	-	578	152	199	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	7,599	7,057	541	-	8,762	8,220	541	-
	上 記 以 外	334	22	-	1	337	22	-	4
個 人	16,196	16,173	-	0	15,465	15,464	-	1	
そ の 他	6,344	-	-	-	6,310	-	-	-	
業 種 別 残 高 計		188,936	26,381	4,654	2	190,124	26,773	3,750	5
1 年 以 下	146,902	1,949	900		147,161	655	701		
1 年 超 3 年 以 下	1,921	1,118	802		1,436	730	705		
3 年 超 5 年 以 下	2,857	1,933	923		2,963	2,232	730		
5 年 超 7 年 以 下	5,275	4,649	626		4,741	4,229	511		
7 年 超 10 年 以 下	4,918	3,518	1,400		6,985	5,884	1,100		
10 年 超	12,898	12,898	-		12,752	12,752	-		
期 限 の 定 め の な い も の	14,162	314	-		14,084	289	-		
残 存 期 間 別 合 計		188,936	26,381	4,654		190,124	26,773	3,750	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるものを除く)及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	87	90	-	87	90	90	89	-	90	89
個別貸倒引当金	53	39	-	53	39	39	27	0	39	27

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度						30年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	1	0	-	1	0	-	1	0	-	1	0	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	5	2	-	5	2	-	2	5	-	2	5	-	
個 人	46	36	-	46	36	-	36	21	0	36	21	-	
業 種 別 計	53	39	-	53	39	-	39	27	0	39	27	-	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
 2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
 3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	29年度			30年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	－	9,385	9,385	－	10,593	10,593
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	12,219	12,219	－	11,914	11,914
	リスク・ウェイト 20%	100	145,599	145,700	200	146,550	146,750
	リスク・ウェイト 35%	－	1,160	1,160	－	1,024	1,024
	リスク・ウェイト 50%	2,406	2	2,408	2,204	5	2,209
	リスク・ウェイト 75%	－	551	551	－	440	440
	リスク・ウェイト 100%	104	10,265	10,370	103	9,891	9,995
	リスク・ウェイト 150%	－	－	－	－	0	0
	リスク・ウェイト 200%	－	9,221	9,221	－	9,222	9,222
	リスク・ウェイト 250%	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%	－	－	－	－	－	－	
計	2,611	188,406	191,018	2,508	189,643	192,151	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	29年度		30年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	34	-	23	-
中小企業等向け及び個人向け	50	30	49	28
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	38	0	53	0
合 計	123	30	126	28

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	7,463	7,463	7,463	7,463
合計	7,463	7,463	7,463	7,463

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

29年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量 (△)

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 (単位：百万円)

	29年度	30年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	-	-

VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額／(信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷8%)によって算出した比率。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目(経過措置適用後)によって算出した額。
コア資本に係る基礎項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
コア資本に係る調整項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、無形固定資産、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新B I S規制で導入されたオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%(0.01%が1ベースポイント)上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセントイル値・99パーセントイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用するの方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本(基本的項目と補完的項目)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開 示 項 目

＜概況及び組織に関する事項＞

- ◆ 業務の運営の組織……………20
- ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名……………19
- ◆ 事務所の名称及び所在地……………65～66
- ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項……………19

＜主要な業務の内容＞

- ◆ 主要な業務の内容……………21～27

＜主要な業務に関する事項＞

- ◆ 直近の事業年度における事業の概況……………5～6
- ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ……42
 - ・ 経常利益……………42
 - ・ 当期剰余金……………42
 - ・ 出資金及び出資口数……………42
 - ・ 純資産額……………42
 - ・ 総資産額……………42
 - ・ 貯金等残高……………42
 - ・ 貸出金残高……………42
 - ・ 有価証券残高……………42
 - ・ 単体自己資本比率……………42
 - ・ 剰余金の配当の金額……………42
 - ・ 職員数……………42
- ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 事業粗利益及び事業粗利益率……………43
 - ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………43
 - ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………43
 - ・ 受取利息及び支払利息の増減……………43
 - ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率……………53
 - ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………53
 - 貯金に関する指標
 - ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高……………44
 - ・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………44

- 貸出金等に関する指標
 - ・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………44
 - ・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………44
 - ・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………45
 - ・ 用途別の貸出金残高……………45
 - ・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………45
 - ・ 主要な農業関係の貸出実績……………46
 - ・ 貯貸率の期末値及び期中平均値……………53
- 有価証券に関する指標
 - ・ 商品有価証券の種類別の平均残高……………49
 - ・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高……………50
 - ・ 有価証券の種類別の平均残高……………49
 - ・ 貯証率の期末値及び期中平均残高……………53

＜業務の運営に関する事項＞

- ◆ リスク管理の体制……………9～10
- ◆ 法令遵守の体制……………11～12
- ◆ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………9
- ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………12～13

＜直近の2事業年度における財産の状況に関する事項＞

- ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………28～38
- ◆ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ・ 破綻先債権に該当する貸出金……………47
 - ・ 延滞債権に該当する貸出金……………47
 - ・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金……………47
 - ・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………47
- ◆ 自己資本の充実の状況……………54～62
- ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・ 有価証券……………50
 - ・ 金銭の信託……………50
 - ・ デリバティブ取引……………50
 - ・ 金融等デリバティブ取引……………50
 - ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引……………50
- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………49
- ◆ 貸出金償却の額……………49

◆ 店舗等のご案内

(平成31年4月1日現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置台数
本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411	1台
支店	西部支店	高岡市美幸町二丁目6番24号	21-0230
	佐野支店	高岡市佐野1418番地	23-0522
	高岡病院支店	高岡市永楽町5番10号	25-6183
	二塚支店	高岡市二塚970番地	22-5115
	東部支店	高岡市駅南三丁目1番15号	21-1458
	野村支店	高岡市野村254番地	23-1385
	北部支店	高岡市大坪町三丁目11番9号	22-1270
	二上支店	高岡市守護町二丁目1番8号	22-1490
	守山支店	高岡市守山字古田181番地	22-0147
	国吉支店	高岡市佐加野1576番地	22-1945
	福田支店	高岡市上北島405番地	21-1425
	小勢支店	高岡市小竹118番地	31-0035
	立野支店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005
	石堤支店	高岡市麻生谷346番地	31-2011
	能町支店	高岡市能町1518番地	22-2709
	太田支店	高岡市太田3380番地	44-0826
	牧野支店	高岡市中曾根785番地	82-4146
	東五位支店	高岡市内島3044番地	31-0959
	伏木支店	高岡市伏木古国府1番24号	44-1288
	中田支店	高岡市下麻生1017番地の1	36-0028
戸出支店	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-1121	
是戸支店	高岡市戸出光明寺153番地1	63-0042	
醍醐支店	高岡市醍醐1061番地1	63-0125	
北般若支店	高岡市戸出吉住663番地	63-0075	
事業所	営農センター	高岡市西藤平蔵226番地1	63-7331
	中田農業振興センター	高岡市滝38番地	36-0022
	農機センター	高岡市戸出伊勢領2521番地	63-3030
	資材センター 佐野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資材センター 国吉	高岡市国吉1155番地	31-8005
	資材センター 戸出	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555
	生活センター	高岡市佐野新町1420番地1	27-8890
	自動車センター	高岡市四屋745番地1	23-5337
	燃料センター	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-7700
	四屋給油所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カーポート 中田	高岡市下麻生1017番地	36-0195
	戸出給油所	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-3031
	福祉事業センター(もえぎの里)	高岡市二塚339番地2	26-7470

店 舗 及 び 事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM設置台数	
施設	南条カンントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321	
	国吉カンントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077	
	中田カンントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044	
	戸出カンントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番地1	63-6934	
	二塚 粉 一 時 貯 留 施 設	高岡市二塚339番地	24-5689	
	醍醐菜種乾燥調製施設	高岡市醍醐1061番地1	63-6314	
	堆 肥 セ ン タ ー	高岡市頭川120番地1	27-3072	
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075	
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230	
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107	
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田4番26号	44-6504	1台
	あぐりっちアグリピア店	高岡市西藤平蔵234番地	63-1422	
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地		
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地		
	南条穀物乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地		
	太田甘藷貯蔵庫	高岡市太田3380番地		
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地		
	東部女性センター	高岡市駅南三丁目1番15号		
子会社	㈱JA高岡キャリアライン 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411	
	佐野営業所	高岡市佐野1416番地	27-8601	
	戸出営業所	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555	
	㈱JAアグリサポート高岡 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411	
	中田事業所	高岡市下麻生1017番地の1	36-0036	

(店舗外CD・ATM設置台数4台 中田農業振興センター、旧野村北支店、あぐりっち矢田店、旧六丁目支店)
(共同設置CD・ATM 市役所に1台、イオン高岡に2台)



JA高岡2019

令和元年6月発行
発行 高岡市農業協同組合
〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号
電話:0766-26-7411